

1 年単位の変形労働時間に関する労使協定書

第1条 令和____年____月____日から令和____年____月____日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は____時間、始業時刻は午前____時、終業時刻は午後____時とする。休憩時間は正午から午後1時までとする。第1条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

第3条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、給与規程第条に基づき時間外手当を支払う。

第4条 妊娠中または産後1年以内の女性従業員が請求した場合は、本協定はその女性従業員には適用しない。

第5条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用にあたっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

第6条 本協定の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとする。

令和____年____月____日

従業員代表

⑩

社名

代表

⑩